

施設系サービス・居住系サービス における留意点



マグマシティPRキャラクター
火山の妖精 マグニョン

- 介護老人福祉施設（地域密着型含む）
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 認知症対応型共同生活介護
- 特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）

鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係

根拠法令

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則
- 鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- 鹿児島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

留意点① 非常災害対策

災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなりません。



地域の方と共同で防災訓練に取り組むことにより、施設の実情を地域の方にご理解をいただくことにつながります。

※別途、資料「非常災害対策計画について」をホームページに掲載しております。こちらもお目通しください。

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

災害時における高齢者施設等の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した高齢者施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システム(以下「システム」という。)に「災害時情報共有機能」(以下「機能」という。)が追加され、同機能を利用して報告する体制が整備されました。

災害時情報共有システムを利用するためには、該当するサービス種別ごとに事前作業が必要です。

- ◆ システムのID（介護保険制度における事業所番号）により利用できます。
- ◆ システムへログイン後、以下の情報を最新のものに更新してください。

緊急連絡先担当者、緊急連絡先電話番号、緊急連絡先メールアドレス

システムURL : <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/46/>

要配慮者利用施設に該当する場合

水防法及び土砂災害防止法では、「洪水浸水想定区域内」又は「土砂災害警戒区域内」に所在する要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成と訓練の実施が義務付けられています。

- 避難確保計画を新しく作成、又は見直しを行った場合は、電子申請にて提出をお願いします。
- 同計画に基づく避難訓練を原則として年1回以上実施しなくてはなりません。また、避難訓練を実施した際には、訓練結果を報告することが義務付けられています。訓練実施後、1ヶ月を目安に「訓練実施結果報告書」を作成の上、電子申請にて提出をお願いします。

更新日：2022年6月24日

高齢者福祉施設等における防災対策の強化

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び同計画に基づく訓練について

平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、「洪水浸水想定区域内」又は「土砂災害警戒区域内」に所在する要配慮者利用施設の管理者等には、**避難確保計画の作成と訓練の実施が義務付けられました。**

[かごしまマップ（外部サイトへリンク）](#)の中で「防災マップ」をご覧くださいと、洪水浸水想定区域および土砂災害警戒区域の確認ができます。

避難確保計画の作成・提出

「避難確保計画作成の手引き」や「避難確保計画(記載例)」等を参考に、施設の実態に応じた避難確保計画の作成をお願いします。また作成後は「計画作成時チェックリスト」で避難確保計画の内容確認を行ってください。

- [避難確保計画の様式（エクセル：1,738KB）](#)
- [計画作成時チェックリスト（ワード：43KB）](#)

[避難確保計画作成の手引き（PDF：5,570KB）](#) [避難確保計画（記載例）（PDF：4,292KB）](#)

「避難確保計画」及び「計画作成時チェックリスト」は [電子申請（外部サイトへリンク）](#) からお送りください。

訓練実施結果報告書の提出

避難訓練を原則として年1回以上実施しなくてはなりません。また、避難訓練を実施した場合には、実施後1ヶ月を目安に訓練結果を報告することが義務付けられています。

避難訓練を実施しましたら、訓練実施結果報告書をご記入の上、こちらの [電子申請（外部サイトへリンク）](#) からお送りください。

- [訓練実施結果報告書（ワード：18KB）](#)

避難確保計画・非常災害対策計画・消防計画の関係性

計画	避難確保計画(災害ごとの規定)	非常災害対策計画(施設ごとの規定)	消防計画
根拠 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ○水防法(昭和24年法律第193号) ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) ○津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生省令又は厚生労働省令 ・【介護保険施設等】指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)等 ・【障害者支援施設等】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)等 ・【救護施設等】救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年7月1日厚生省令第18号)等 ・【児童福祉施設等】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)等 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防法(昭和23年法律第186号)
対象 (※1)	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)	社会福祉施設等(介護保険施設等、障害者支援施設等、救護施設等、児童福祉施設等)	多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物
義務 (※2)	避難確保計画の作成及び市町村への提出、避難訓練の実施	非常災害対策計画の作成、避難訓練の実施	所轄消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長に提出。消火、通報及び避難の訓練の実施
計画に 定める べき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的 ・計画の適用範囲 ・防災体制 ・情報収集及び伝達 ・避難の誘導 ・避難確保を図るための施設の整備 ・防災教育及び訓練の実施 ・自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の立地条件 ・災害に関する情報の入手方法 ・災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・避難を開始する時期、判断基準 ・避難場所 ・避難経路 ・避難方法 ・災害時の人員体制、指揮系統 ・関係機関との連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防の組織に関すること ・防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること ・避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること ・消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること ・火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること ・防火管理についての消防機関との連絡に関すること (一部抜粋)

令和2年7月豪雨災害を踏
まえた高齢者福祉施設の避
難確保に関する検討会
第2回資料より

避難確保計画・非常災害対策計画・消防計画の関係性

○避難確保計画(水防法、土砂災害防止法、津波法)

- ・ 計画の体制
- ・ 計画の適用範囲
- ・ 防災体制
- ・ 情報収集及び伝達
- ・ 避難の誘導
- ・ 避難確保を図るための施設の整備
- ・ 防災教育及び訓練の実施
- ・ 自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る）

○非常災害対策計画(厚生省令又は厚労省令)

- ・ 施設等の立地条件
- ・ 災害に関する情報の入手
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認
- ・ 避難を開始する時期、判断基準
- ・ 避難場所、避難経路、避難方法
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統
- ・ 関係機関との連携体制

○消防計画(消防法)

- ・ 自衛消防の組織に関する事
 - ・ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関する事
 - ・ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関する事
 - ・ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事
 - ・ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事
 - ・ 防火管理についての消防機関との連絡に関する事
- (一部抜粋)

非常災害対策計画に避難確保計画の事項を含めて作成することで、一元化することができる。



- ・ 避難確保計画
- ・ 非常災害対策計画
- ・ 消防計画

非常災害対策計画に消防計画の事項を含めて作成することで、一元化することができる。

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました

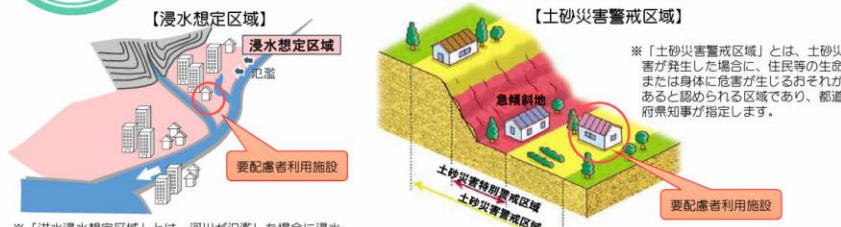
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。 ※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設とは…

社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方が利用する施設です。

例えば

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 ・保護施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設 ・障害児通所支援事業の用に供する施設 ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・児童相談所 ・母子・父子福祉施設 ・母子健康包括支援センター 等 |
|---|---|

- | | | | |
|--|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・専修学校（高等課程を置くもの） 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所 ・助産所 等 |
|--|---|--|---|

※義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考とさせていただきます。

1

避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。

➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方が避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。

!

避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること
洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

(H29.6.19)

留意点② 事故発生の防止及び発生時の対応

(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院)

- ① 事故発生防止のための指針の整備
- ② 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
- ③ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施

④ ①から③の措置を適切に実施するための担当者設置
→ 担当者が設置されていない場合、安全管理体制未実施減算になります。

※ 担当者は、事故防止検討委員会の安全対策担当者と同一の従業者が務めることが望ましいとされています。

事業所内の異動や退職等で担当者が不在にならないよう、留意してください。

留意点③ 預り金の出納管理

入所者（入居者）からの預り金については、次の点を満たすよう適正に出納管理を行ってください。

- ① 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること
- ② 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること
- ③ 入所者等との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること

留意点④ 特別養護老人ホームの施設長の資格について

○特別養護老人ホームの長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

事業所ごみの適正処理

- 事業所ごみについては、適正に処理されていない事業所があることから、適正な処理を行うようにしてください。

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [介護保険](#) > [事業者関係](#) > [介護事業者へのお知らせ](#) > [事業所ごみの適正処理 \(介護保険事業所向け\)](#)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/jigyousyogomi.html>

事業者の方へ

正しいごみの扱いを確認しましょう！

☆ごみの出し方

家庭ごみステーションには出せません！

許可業者に収集運搬を委託するか、自分で施設へ持ち込むかの方法です。事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物を自己の責任で適正に処理することが義務づけられています。

鹿児島市一般廃棄物処理業の許可業者は「[鹿児島市一般廃棄物処理業許可業者名簿](#)」で「[収集](#)」
鹿児島県内の産業廃棄物収集運搬業許可業者は「[鹿児島県産業廃棄物処理業許可業者名簿](#)」で「[収集](#)」



☆ごみの分別

家庭ごみの分別とは違います！

事業活動に伴って生じた、紙オムツをはじめとする廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず、廃油などは産業廃棄物で、紙くずや生ごみなどは事業系一般廃棄物です。適正に分別し、それぞれ産業廃棄物処理業許可業者、一般廃棄物処理業許可業者に処理を依頼するなどしましょう。産業廃棄物は市の清掃工場ではなく、民間の処分施設で処理を行います。



Q 介護施設から出るごみは事業所ごみ？

事業者は業として介護サービスを提供しており、介護サービスを前提として利用者を募集しているため、事業活動に伴って出されるごみです。



適正処理や減量については、市のホームページも参考にしてください！
「[事業所ごみの適正処理ガイドブック](#)」で「[検索](#)」

やってみよう！3Rでごみ減量！

あたたかいサービスを提供するという大事な主目的の一方、どうしても発生するごみ。「ごみ」として処分すると、必ずごみの処分料が発生します。ちょっとした減量や、空き缶・古紙・ペットボトルを分別してリサイクル可能なルートにのせることで、経費の節減ができ、さらには環境負荷の軽減にもつながります。

取り組み例 ●Reduce (ごみを出さない工夫) ◆Reuse (ものを何度も大切に使う)

▲Recycle (資源として再活用する)

- ◆取引先と協力し、商品納入にプラスチック製の「通いばこ」を活用し、リユース瓶も回収に
- 生ごみを出す前に水切りをしている (生ごみの7～8割は水分！)
- ▲機密文書と古紙をきちんと分け、細かな紙も雑誌等にはさむなどして、古紙として回収に
- ▲リサイクルの輪を生かすため、再生品を積極的に使用している

(参考) ホームページ紹介

【鹿児島市】

◆事業所関係（鹿児島市の指定事業所向け）

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/index.html>

◆鹿児島市からの新型コロナウイルス感染症に関する通知等

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/kaigohoken/corona.html>

【WAMNET（ワムネット）】

◆介護保険最新情報

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu/detail-list?bun=020060090>

◆介護サービス関係Q & A集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html